

桃原用昇奨学給付金規則

平成 29 年教育委員会規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、桃原用昇奨学基金条例(平成 24 年石垣市条例第 1 号)第 6 条の規定に基づき、奨学金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学給付金 この規則により給付する修学に必要な資金をいう。
- (2) 奨学生 この規則により奨学給付金の給付を受ける者をいう。
- (3) 国内外の大学 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める大学に相当する国外の大学及び国内の大学をいう。

(奨学生の資格)

第 3 条 奨学給付金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 本市に 3 年以上引き続き住所を有する者の子弟又は本市にある高等学校を卒業した者であって、国内外の大学に在学している者
- (2) 修学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者
- (3) 石垣市奨学貸付金又は桃原用昇奨学貸付金の貸付を受けていない者
- (4) 石垣市奨学給付金又は桃原用昇奨学給付金の給付決定を受けたことがない者
- (5) 他機関から給付型奨学金の交付を受けていない者

(奨学生の数及び奨学給付金の額)

第 4 条 奨学生の数は、毎年度予算の範囲内で定める。

2 奨学給付金の額は、月額 50,000 円とする。

(給付期間)

第 5 条 奨学給付金の給付期間は、奨学給付金を受けるに至った月から、その国内外の大学の正規の修学期間とする。

(申請手続)

第 6 条 奨学給付金の給付を受けようとする者は、桃原用昇奨学給付金給付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、添付書類の一部を省略し、又は後日提出させることができる。

- (1) 桃原用昇奨学給付金志望理由書(様式第 2 号)
- (2) 桃原用昇奨学給付金奨学生推薦書(様式第 3 号)
- (3) 学業成績証明書
- (4) 在学証明書
- (5) 住民票謄本
- (6) 保護者及び収入がある世帯員の所得証明書
- (7) 保護者の資産証明書及び市税等の完納証明書

(奨学生の決定及び通知)

第 7 条 奨学生は、桃原用昇奨学給付金奨学生選考委員会の選考審査を経て市長が決定する。

2 前項の規定により奨学生を決定したときは、桃原用昇奨学給付金奨学生決定通知書(様式第 4 号)により本人に通知する。

(奨学給付金の交付)

第 8 条 奨学給付金は、給付を決定した年度の 4 月分又は入学が 4 月以後である場合は、入学した月分から毎月交付する。

(奨学給付金受領証の提出)

第 9 条 奨学給付金の交付を受けた奨学生は、その都度直ちに桃原用昇奨学給付金受領証(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

(学業成績証明書の提出)

第 10 条 奨学生は、学年末毎に在学中のその国内外の大学の学業成績証明書を市長に提出しなければならない。

(奨学給付金の休止及び廃止)

第 11 条 奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの期間中、奨学給付金の交付を休止する。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の給付を廃止する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 傷病等のため修業の見込みがないとき。
- (3) 学業成績又は素行が著しく不良となったとき。
- (4) 退学、停学等の処分を受けたとき。
- (5) 奨学給付金を必要としない事由が生じたとき。
- (6) 第 3 条の要件を欠くに至ったとき。
- (7) その他奨学生として適当でない事実が生じたとき。

(奨学給付金の返還)

第 12 条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学生の決定を取り消し、既に奨学給付金が交付されているときは、奨学給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨学給付金の交付を受けたとき。
- (2) 奨学給付金を修学に必要な用途以外に使用したとき。
- (3) その他奨学生として適当でない事実が生じたとき。

(異動等の届出)

第 13 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する異動等があったときは、保護者と連署の上、直ちに市長に届け出なければならない。ただし、本人が死亡、傷病その他の事故により届け出ることができないときは、保護者が届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、退学又は転学したとき。(様式第 6 号)
- (2) 本人、保護者の身分、住所その他の事項に異動があったとき。(様式第 7 号)
- (3) 奨学給付金を辞退しようとするとき。(様式第 8 号)
- (4) 奨学生が死亡したとき。(様式第 9 号)
- (5) その他重要な事項に異動があったとき。

2 前項第 1 号に該当する事項を届け出る場合は、在学する学長の証明書を添付しなければならない。

(卒業届)

第 14 条 奨学生がその国内外の大学を卒業したときは、桃原用昇奨学給付金奨学生卒業届(様式第 10 号)に卒業証明書を添付して市長に届け出なければならない。

(就職状況等届)

第 15 条 奨学生であった者は、卒業してから 6 か月以内に桃原用昇奨学給付金奨学生就職状況等届(様式第 11 号)を市長に届け出なければならない。

(調査)

第 16 条 市長は、必要があると認めるときは、奨学生に対し必要な資料の提出を求め、又は関係職員に帳簿その他の物件を調査させることができる。

2 奨学生は、前項の調査を市長が行おうとするときは、これに協力しなければならない。

(奨学生原簿の備付)

第 17 条 教育委員会は、奨学給付金の給付を明らかにするため桃原用昇奨学給付金奨学生原簿(様式第 12 号)を備えなければならない。

(事務)

第 18 条 奨学給付金に関する事務は、教育委員会総務課において行う。

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。